

## 第6章

# 良好な都市景観の 形成に向けて

- 1 都市景観の形成の推進方策 ..... 130
  - (1) 都市景観の形成の推進方針 ..... 130
  - (2) 都市景観の形成の推進方策 ..... 132
- 2 都市景観の形成に向けた推進組織 ..... 136
  - (1) 景観法に基づく推進組織 ..... 136
  - (2) 川越市都市景観条例に基づく推進組織 ..... 137
  - (3) その他の推進組織 ..... 138

## 1 都市景観の形成の推進方策

### (1) 都市景観の形成の推進方針

次の方針の下、都市景観の形成を推進していきます。

#### ① 市民との協働による都市景観の形成

これまでの協働による取り組みを継承しながら、市民、事業者、専門家、行政がそれぞれの役割を果たすことによって、良好な都市景観の形成を図ります。

#### ② 多様な計画及び制度の活用による都市景観の形成

「歴史的景観」「自然的景観」「市街地的景観」の特性を活かした都市景観の形成を進めるため、景観法だけでなく、都市計画法、文化財保護法などの関係法令、川越市歴史的風致維持向上計画、川越市緑の基本計画、川越市文化芸術振興計画、環境関連の計画などの多様な計画及び制度との連携を図ります。

#### ③ 国、県、周辺市町村との連携

景観計画の運用にあたっては、国、県との連携や周辺市町村との連携などを図ります。

#### ④ 都市計画マスタープランにおける景観まちづくりの方針

川越市都市計画マスタープランに定める次の景観まちづくりの方針を踏まえた都市景観の形成を図ります。

##### <景観まちづくりの方針> (資料編参照)

##### 1 川越らしさのある歴史・文化景観の形成

(1) 歴史を刻む町並み景観づくり

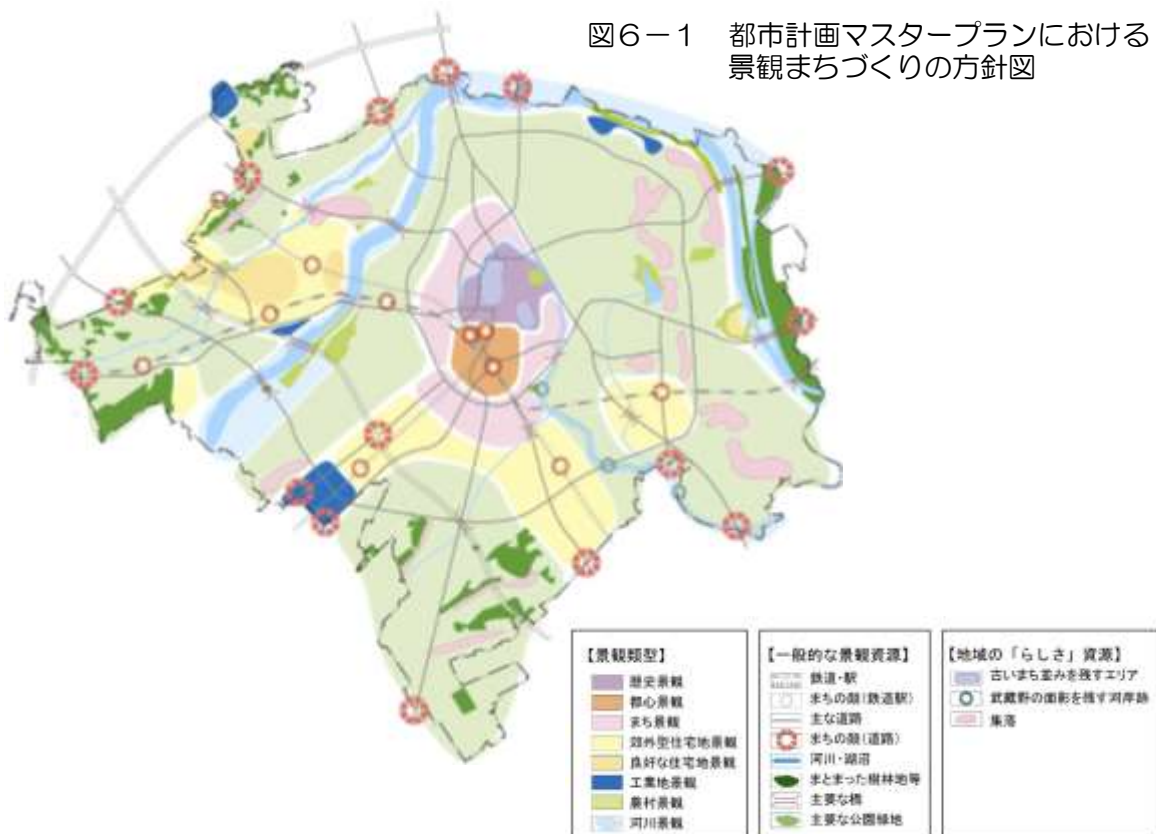
(2) 旧川越街道の町並み景観づくり

##### 2 地域特性を活かし、ゆとりと調和のとれた町並み景観の形成

(1) 落ち着いた住宅地景観の形成

- (2) にぎわいのある商業地景観の形成
- (3) 緑豊かな工業地景観の形成
- 3 都市デザインに配慮した新たな都市景観の形成**
  - (1) 地域になじむ拠点の顔づくり
  - (2) 大規模な土地利用転換候補地の景観誘導
  - (3) 周辺環境と調和した沿道景観の形成
  - (4) ゲートとなる橋の景観づくり
- 4 武蔵野の面影を大切にする里山景観の保全**
  - (1) 緑とゆとりのある集落地景観の保全
  - (2) 原風景となる田園・樹林地景観の保全
- 5 うるおいのある自然的景観の形成**
  - (1) 水と緑の拠点の形成
  - (2) 緑の拠点とゾーンの形成
- 6 市民とともに歩む景観まちづくりの実践**
  - (1) 景観計画の策定
  - (2) 市民と協働による景観まちづくりの推進
  - (3) 都市デザインの啓発、普及

図6-1 都市計画マスタープランにおける景観まちづくりの方針図



## (2) 都市景観の形成の推進方策

次の都市景観の形成を推進していくための方策を進めます。

### ① 景観法に基づく方策

#### 【景観地区】(法第61条)

景観計画区域では、届出勧告による緩やかな規制誘導を実施するものですが、より積極的に都市景観の形成を図るため、都市計画で景観地区を定めることができます。

本市において、より積極的な都市景観の規制誘導が必要となる地域について、地域との合意を図りながら、景観地区の指定を検討します。

#### 【景観協定】(法第81条)

本市では、旧条例に基づく都市景観協定制度がありましたが、今後は、法に基づいた景観協定とします。

市民が主体となった都市景観の形成においては、市民が協定を締結し、市がそれを認定する制度である景観協定は有効です。景観協定の締結及び認定については、今後、地区計画等との併用も考慮しながら検討します。

### ② 都市計画法に基づく方策

#### 【高度地区】

川越十ヵ町地区都市景観形成地域では、都市景観形成基準において高さの上限を16メートルに規制している地区があります。今後は、この規制をより効力のある制度にするため、都市計画法第9条に基づく高度地区の導入を検討します。

### ③ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく方策

#### 【川越市歴史的風致維持向上計画】

川越市歴史的風致維持向上計画は、平成23年6月8日に国の認定を受けてい

ます。重点区域は、川越城跡、喜多院周辺及び伝建地区を包含する約207haです。重点区域内では、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るため、伝統的な建造物の整備等の計画事業を推進するとともに、回遊路の整備や都市景観形成地域の指定の検討を進めます。

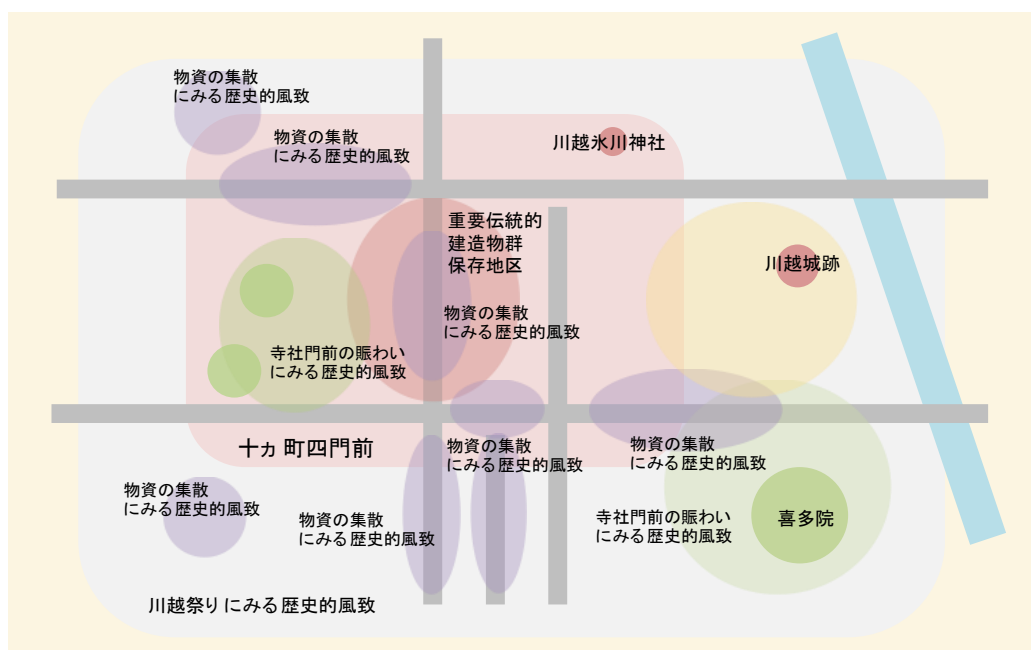


図6-2 川越の歴史的風致の概念図

#### ④ 文化財保護法に基づく方策

##### 【伝統的建造物群保存地区】

伝統的建造物群保存地区では、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条に基づき保存計画が定められています。当地区では、この保存計画に基づく修理、修景、景観、町並みという基準を運用し、歴史的景観の保存整備に努めます。なお、地区の拡大についても、検討を進めていきます。

##### 【その他の文化財保護制度】

国や県、市から指定文化財に指定されている建造物や史跡、天然記念物等の周辺では、それらと一体となった都市景観の形成に努めます。

## ⑤ 川越市都市景観条例に基づく方策

### 【都市景観表彰制度】

「かわごえ都市景観表彰」は、歴史的景観や自然的景観などの川越の都市景観に調和したものや、今後の都市景観を形成していく上で、その先駆又は象徴となる建築物や工作物を表彰するもので、平成2(1990)年に第1回を実施して以来、隔年で開催してきました。

これは、建築等の行為を行おうとする方々にとって、良好な都市景観の形成に取り組む動機付けになるとともに、建造物やその他の景観要素の好事例を広く市民に啓発する取り組みです。

今後も、良好な都市景観の形成への取り組みを評価し顕彰することによって、市民の関心を高め、良好な都市景観の形成を図ります。

### 【助成・支援制度】

本市では、都市景観重要建築物等の所有者等に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存に要する費用の一部を助成してきました。伝統的な建造物の保存・再生は、本市の都市景観の形成において重要な役割を占めることから、今後、法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木に対しても、継続的に支援を進めていきます。

また、市民と行政の協働により良好な都市景観の形成を図るため、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体に対し、技術的支援を行います。

## ⑥ その他の方策

### 【川越景観百選と川越百景】

川越景観百選は、平成4(1992)年度に市制施行70周年を記念して、市民より公募し、100の優れた景観を選び出しました。平成5(1993)年度に冊子を作製し、頒布しています。また、市民がこれらの景観に触れる機会として「景観百選めぐり」を実施してきました。

川越百景は、平成24（2012）年度に市制施行90周年を記念して選定をしました。選定された景観を、市民が身近に接することができるように、パンフレットや冊子を制作し頒布するなど、活用策の検討を進めます。

また、選定されたこれらの景観を、地域のランドマークやまちづくりの手がかりとして育むことによって、本市の都市景観の向上に資するように努めます。

### 【協働による景観まちづくりの推進】

良好な都市景観の形成のためには、市民・事業者・行政の3者が協働で、それぞれの役割を果たすことが不可欠です。これには、都市景観に対する知識や関心を高めることが大切です。そのため、将来の都市景観の形成の担い手となる子どもたちに対する景観学習の場の設置や、幅広い年代による景観に関する意識の向上を図るためのシンポジウムを開催します。

また、川越市地区街づくり推進条例の取り組みを踏まえ、構想段階から専門家を交えた市民との協働による景観まちづくりに取り組み、将来的には都市景観推進団体の指定や景観協議会の設置などを視野に入れながら、地域住民が主体となった景観まちづくりを推進します。

### 【川越市公共施設デザイン指針の活用】

公共施設の整備に当たっては、平成5（1993）年度策定の川越市公共施設デザイン指針の活用について配慮します。また、他の公共団体に関しても、活用への配慮を促していきます。



## 2 都市景観の形成に向けた推進組織

本市では、これまで専門家や事業者を含む多くの市民が、都市景観の形成に様々な形で関わってきました。

良好な都市景観を形成するためには、市民一人一人が主体となり、それぞれの立場から個性と創意を発揮しつつ、相互に協力しあいながら取り組んでいくことが肝要です。もちろん、市やその他の行政機関が実施する良好な都市景観の形成に関する施策には、市民の協力が欠かせません。

市民が主体的に都市景観の形成に関わり、行政との協働を行う場として、市は、以下の都市景観の形成に向けた推進組織を活用し、市民との連携を進めていきます。

### (1) 景観法に基づく推進組織

#### ① 景観協議会(法第15条)

市は、官民が一体となって良好な都市景観の形成のための取組みについて必要な協議を実施するため、必要に応じて、法第15条に規定される景観協議会を設置します。市、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構により組織しますが、必要と認めるときは、関係団体等の参加を求めます。

広域的な都市景観の形成が必要な場合や景観重要公共施設の整備の際などに組織します。

#### ② 景観整備機構(法第92条)

市は、市民を含めた民間団体による自発的な景観まちづくりの推進を図るため、必要に応じて、法第92条に規定される景観整備機構の指定を行います。市に代わって、景観行政の一部を担う団体として、情報発信や管理協定に基づく景観重要建造物等の管理など、景観形成に係る支援又は管理等を市と協働で推進する主体として位置づけます。なお、都市景観の形成に関する国の制度の受け手となることや、景観重要建造物を修理する際に主体的役割を担うことなども期待します。



## (2) 川越市都市景観条例に基づく推進組織

### ① 川越市都市景観審議会

本市では、これまでも旧条例に川越市都市景観審議会を位置づけ、市長の諮問に応じて都市景観の形成に関する審議を行ってきました。

今後も、川越市都市景観条例の規定により、川越市都市景観審議会を設置し、法や川越市都市景観条例に基づくさまざまな指定等を行う際に、意見を聴取するものとします。

### ② 都市景観推進団体

都市景観形成地域において、地域を代表し、景観まちづくりに取り組んできた団体やこれから景観まちづくりに取り組む団体を、市は川越市都市景観条例に基づき、その申請により都市景観推進団体に指定します。

都市景観推進団体は、都市景観形成地域において次の活動をします。

また、市は、届出をしようとする者に対し、当該届出の前に都市景観推進団体の意見を聴くよう求めることができます。

#### 指定要件

- ① 必要な事項を記載した規約を定めていること
- ② 構成員のうち、活動区域内に住所を有する者及び事業を営む者の合計が10人以上であること

#### 活動内容

- ① 良好な都市景観の形成に関する調査研究や活動区域内の住民への啓発活動
- ② 活動区域内で、届出をしようとする者に対して、必要な意見を述べること

### (3) その他の推進組織

川越町並み委員会、大正浪漫委員会、新富町まちづくり協議会など、地域で自主的に景観に関するルールを定め、協議等を行う仕組みを作り、良好な都市景観の形成を図っている組織があります。

市は、これらの組織との協働により、地域に根ざした景観まちづくりを推進していきます。